# 第8回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市 建設部都市計画課

# 会 議 録

会議名称	第8回柳川市景観審議会
日 時	平成30年3月29日(木) 14時15分~16時00分
会 場	柳川市民会館 第二会議室
出席者	【委員】柴田委員、山田委員、田上委員、田中委員、大森委員、山口委員、横山委員、山崎委員、島田委員、佐々木委員、成松委員(11名) 【事務局】 建設部長大淵、都市計画課長高須、都市計画課長補佐目野、都市計画係長梅崎、田中、塚本
欠席者	【委 員】酒井委員(1名)
傍聴者	1名
議 題 等	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 議事 議案第1号 景観形成基準外の届出に対する措置について 5 報告 (1) 平成29年度届出状況について・・・・資料3 (2) 景観計画等の周知について・・・・・資料4 (3) 樹木保存の取り組みについて・・・・・資料5 (4) 重点地区の取り組みについて・・・・・資料6 (5) 建造物保存の取り組みについて・・・・・資料7 (6) 柳川市民文化会館について 6 その他 7 閉会
会議資料	資料1 柳川市景観審議会委員名簿 資料2 議案第1号 景観形成基準外の届出に対する措置について 資料3 行為の届出等の状況 資料4 景観計画等の周知について 資料5 樹木保存の取り組みについて 資料6 重点地区の取り組みについて 資料7 建造物保存の取り組みについて

	T
発言者	発言内容
事務局	みなさん、こんにちは。 委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきましてありが とうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第8回柳川 市景観審議会を開催させていただきます。 私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課長の高須と 申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。
事務局	配布資料は以上になります。不足等がございましたらお知らせください。 それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、柴田会 長よりご挨拶をお願いいたします。
	【会長あいさつ】
事務局	本日、市長が公務で出席できませんので、代理として副市長より挨拶を申し上げます。
	【副市長あいさつ】
事務局	ありがとうございました。 本日は、委員12名中、11名の委員にご出席いただいておりますので、 定数であります委員の半分以上の出席に達しておりますことをご報告いたします。 また、このような各委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくことになります。本審議会につきましても、議事録を作成し、皆様方のご了解を頂きまして、公開していくことになります。公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。 また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いします。事務局で議事録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、議事録を公表してまいりたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。 《異議なし》
事務局	次に、傍聴についてでございますが、本会場に掲示しております遵守事項 を守り、静穏に傍聴していただきますようご協力お願いいたします。また、

これより先は、カメラ撮影等は一切お断りしております。これらが守られない場合は、即刻退室とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

柴田会長

それでは議事に従いまして進めさせていただきます。議案第1号 景観形成基準外の届出に対する措置について、事務局より説明をお願いします。

事務局

【事務局による説明】

柴田会長

手元の資料で審議を続けていきたいと思います。説明は非常によく分かりましたが、事務局原案として今回の措置については、助言・指導・勧告・変更命令とありますけれども、どれが適当なのではないかとお考えなのかお聞かせください。

事務局

事務局の原案としましては、今回一番の問題としましては、変更届が出されず、完成しているとこですので、この点について、今後このようなことがないように、指導が適当かと考えております。ただ色については基準を外れておりますけれども、現状を山口先生から見ていただいて、問題はないのではないかということで助言をいただいておりますので、色についてはそのままということで考えております。

柴田会長

整理しますけれども、今回の案件に関しては、変更届が遅れたということに対する指導、今後の課題として色の基準の見直しと、電光掲示板に関する見直し等を事務局として対応していきたいというお話ですね。

これに対しまして、委員の皆様のご質問ご意見ありますでしょうか。

大森委員

届出と施工が全く違うという点につきましては、この条例を無視しているということで何らかの措置が必要だと思います。これを許してしまうと、今後もこれでいいのかということになってしまいます。何のために景観計画を作ったのかという根源の部分が揺らいでしまいますので、それはきちんと説明できるだけの理由と措置はすべきではないかと思います。

色が基準外であっても、落ち着いているということであれば、基準が間違っているということですので、それは早急な見直しが必要だと思います。基準外であっても、アドバイザーがいいと判断したということだと、なかなか説明がつかなくなりますので、それは是非、山口先生のアドバイスに基づいて、早急に見直すべきではないかと思います。そうしないと個人の判断でやっているのではないかとなりかねませんので、見直すべきではないかと思います。

柴田会長

全くおっしゃる通りだと思います。その他、ございませんでしょうか。

佐々木委員

届出が景観形成基準外となっているのは、面積なのか、色なのかお尋ねします。

#### 事務局

2年ほど前にアクセントカラーを認めておりまして、見附面積の5%は認めるということにしております。そのため、今回ラインが入っております部分は、5%以内ですので、色彩基準外でありますけれども、アクセントカラーとして認めているところです。

5%を超える部分に関しましては、基準外の色は、アクセントカラーとして認めていません。面積も申請と違っているということです。

# 佐々木委員

電光掲示板の部分ですが、色の基準外であるが適合という話ですが、元々のデザインのブルーも基準外ということでしょうか。

#### 事務局

この広告板の色が基準外ではありますが、広告板として設置する予定でしたので、屋外広告物条例の範囲です。条例は基本的に重ねて適用することはできませんので、景観条例は適用できません。

最初の届出は、広告板として取り付けるということでしたので屋外広告物 条例を適用し、許可をしておりました。

#### 佐々木委員

結果論ですけど、電光掲示板で表記されている赤やブルーの宣伝より、元々のロゴの看板の方が、ずっと落ち着いていいのではないかと思いますけど。

そのあたりの基準とか、柔軟性を持ってどう判断するのかということも考えないといけないかなと思います。

# 柴田会長

その他いかがでしょうか。実は、去年も同じような案件がありまして、このエリア自体の色彩の見直しを早急に行わないといけないと思います。先ほどおっしゃっていただきましたけれども、実際、屋外広告物になった瞬間に、より景観的な影響が出やすいものに変わってしまうということも非常に問題ですので、大森先生も言われましたけれども、早急に今後の見直しをかける中で屋外広告物に対する対応をしっかり事務局の方で検討いただきたいと思います。

# 横山委員

今日論議するために、現場を見に行ってきました。私の見た目には非常に落ち着いているように感じました。私は、あの色彩でいいと思いました。

#### 山口委員

今日現場で拝見させていただきまして、電光掲示板の存在そのものは別次元で話をしないといけませんが、色に関しては、事前にメールでのやりとり等で相談があり、その中で私たちが一番大事にしないといけないのは、ぱっと見た時に、ものすごい違和感があるか、それとも全体の中で落ち着いて見えるのかをしつかり捉えないといけないと思っております。

そういう点で見ると、建物のベースの色として、白っぽいグレーが使われているのですが、最初、グレーっぽく落ち着いた色で光があまり反射しないようにしてほしいと思いまして、明度をN9にしたいというお話でしたが、N7かN7.5にしてくださいと、そういったご依頼をしてみました。

それで、結果的には、現場判断で少し色を抑えて施工しますとのお話となり、今日現場を拝見したところ、天候や大気中の不純物の影響もありますが、

少し色を抑えているようにも感じました。また、今回の店舗のコーポレートカラーは周辺の他の店舗と比較しても明度はかなり低く設定されています。 今日は天候や不純物の影響で、実際のマンセルより暗く見えている印象で、 景観を阻害する要素はないと感じました。

私たちが見る時は離れてみるため、必ず明度が1度や2度、彩度も0.5 度程度誤差が生じます。また、大気中に湿度や目に見えない黄砂のようなも のがあり、距離をとって見た時に、少なくとも実際の色より若干暗く見えた りします。青系、青紫系というのは殊更に暗く見えます。

そのため、色に関しては、このエリアに対しての見直しは必要だと私も思います。

ただし、突然電光掲示板というスタイルに勝手に変わっているので、これは今まで協議してきたことを覆すようなことをされているということで、いかがなものかと思います。時代の流れで仕様そのものが変化しつつあるこの状況で、しっかり情報を集めて検討しないといけないのではないかと思いました。先ほどの大森先生のお話でもありましたが、協議を重ねたにもかかわらず、基準外の施工をされたことに対しての事業者への措置ということで、指導はきちんとしていかないといけないと思いました。

# 田上委員

更に補足です。今回指導をされるということで、指導で結構だと思いますけれども、景観アドバイザーの機能を少し拡充していただいたらどうかと思います。

先ほど、山口さんがおっしゃいましたが、マンセルでの色と、実際見える 色は違います。特に建築だと、塗装の艶でも見え方が全く違いますので、そ のあたりを細かく個別に協議するアドバイザー制度を拡充していただくとい いのかと思います。当面はその機能を拡充していただいて、さらに少しリサーチをかけて、見直すということがよろしいかなと思います。

#### 田中委員

記録の中で、業者からの誠意があるのかないのかが読み取れない。指導したことに対して応えているのか応えていないのか事務局の説明から読み取れない。業者が協力した部分があれば、きちんと記録として残しておく必要があるのではないかと思います。

景観は目的でなく、基準内であれば何をやってもいいというものでない。 みんなで柳川の景観を守っていくという姿勢を共有したいというのが目的 なので、景観は手段だと認識してもらわないと、要は守ればいいだろうとい う最悪の景観条例となってしまう。

もっと高いところを目指すような景観条例でなければいけないと思います。今回のような議事は、業者も市役所も言いにくいことを言わないといけない。両方不幸せです。

#### 柴田会長

非常に重要なご指摘いただいたと思います。今の各委員からいただいた意 見を踏まえて、先ほどの事務局からの原案でよろしいでしょうか。

《異議なし》

続きまして、5 報告事項に移ります。

- (1) 平成29年度届出等の状況(2) 景観計画等の周知について
- (3) 樹木保存の取り組みについて事務局説明お願いいたします。

#### 事務局

# 【事務局による説明】

### 柴田会長

ありがとうございました。報告事項3点について、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

# 田中委員

資料4、資料5とも大変すばらしい事業だと思いました。特に資料4にあります広報に掲載された、「住み続けたいと思うまちであり、離れてもなお、いつか戻り暮らしたい故郷であるよう。」ということで、柳川の景観というのは資産で、これが高いということを内外に知らしめる必要があって、外に向けたアピールだけではなくて、市民の皆様に誇りを持ってもらうために、資産価値を高めるということが景観にすごく有効であるということで資料4はすばらしいと思います。

また、資料5の取り組みも全て市役所がやってしまうのではなく、市民の 方々と協働してやるということがすごくすばらしいですし、柳の管理は非常 に難しいと思いますが、建設課とも一緒にやり、市民の皆さんとも景観を守 るということを自分たちでできるということを知らしめるというすばらしい 取り組みだと思います。

この柳の並木要項もすごくよくできているなと感じました。是非熊本でも 広めたいなと思います。こうやって自分たちでできることを行政がやってし まわないというのが大事で、少ない予算でやるには協働で楽しみながらやっ ていくということで、会員証の高山さんのデザインもすごくすばらしいです し、こうやって楽しんで柳川の人たちはみんな景観も柳も自分たちでやれる らしいよ、ということで自信に繋げてもらうといいのではないかと思います。 非常にいい事例だと思いました。

# 柴田会長

ありがとうございました。続きまして、報告(4)(5)まで事務局説明お願いします。

#### 事務局

# 【事務局による説明】

#### 柴田会長

ありがとうございました。資料6重点地区の取り組みに関しては、島田委員も一緒に多くの方に関わっていただきながら、事務局も非常に頑張っておられるという印象を持っております。

一番最後のページの社会実験ですが、先日、バンコを置いてみた実験ですが、景観はハードのことだけでなく、そこを通っている人の笑顔や賑わいが柳川の沖端の景観を非常に印象付けると思いますが、この社会実験に参加して一番思ったのは車です。お祭りの期間中だけでも車が入ってこないように歩行者天国化されると、ずいぶんと柳川沖端の景観風景も変わっていくのではないかと印象を持ちました。

ただアンケート結果からは、若干車に対する意識がさほど高くないという 状況もありまして、来年度以降、こういった取り組みも進めていければと思います。いずれにしても、景観に対する姿勢を市民に対して啓発する取り組みとしては非常によく頑張られたのではないかと、会長としても思っております。報告事項(4)(5)について島田委員、何かご意見ありませんでしょうか。

#### 島田委員

前の柳の問題も含めまして発言させていただいたことが、こうやって動き出したことが非常にうれしいことでございます。

ただ、残念なことにアベック道路の柳が一斉に寸詰めに剪定されておりまして、その翌日市役所にどうしたんだということで行きましたら、連絡不足と剪定方法の間違いとがあるので、行政内部でも打ち合わせや、3年未満の新人職員を対象とした研修等をされたら意識付けができてくるのではないかと思います。部署に限らずやることで、他の部署に異動することでその知識が広がっていくことになるのではないかと思います。

先ほど、田中先生がおっしゃったように、柳川の掘割は930kmくらいあると言われています。この狭い柳川のエリアでこの掘割が柳川にとっていかに大切であるかもっと知らしめて、それが柳川の誇りとか特殊性をアピールするような体制にもっていく事によって、柳川が掘割で守られているかと景観だけじゃなくてそれが実利に合っているという情報発信も含めてやられるともっと柳川の優位性が出てくるのではないかと思います。それに併せて、そういうまち並みがあって樹木があって建物があるということを再認識することによって、柳川はより良い意識が次に育んでいけるのではないかと思います。

# 柴田会長

ありがとうございます。その他ご意見いかがでしょうか。

#### 横山委員

今聞くと、いいところばかり聞こえてきますが、悪いところを探し出して 改善していくということが大事ではないかと思います。私が通っていて一番 感じたのが、柳城中学校の前の通り、あそこの桜並木は見ておられません。

ほとんどが枯れ木となっている。そのような現状をこの場に出していただきたい。日頃、そういう目を持って柳川を見ていただきたいと思います。

# 柴田会長

ありがとうございます。確かにその通りですね。その他いかがでしょうか。 それでは、最後になります(6)柳川市民会館についてです。事務局説明 をお願いします。

# 事務局

【事務局による説明】

#### 柴田会長

その他ご質問、ご意見いかがでしょうか。

# 佐々木委員

今までの報告事項に関連しますが、これまでの景観計画の周知で住民、関係業者、なかなか行き届かないので、その努力をということで色々な取り組

みをしていただいて、効果は上がっております。

私も柳の勉強会に参加して、非常によい取り組みであったと思いますし、 柳のみならず、他のエリア独特の樹木、大木もありますので、他の地区でも 取り組みをしていただきたいと思います。

その中で一つ問題を共有していただきたい。周知の部分で、民間、住民、 業者とばかり思っておりましたが、今年になって伝習館高校の桜の並木が全 て伐採されてしまいました。事務局に確認したところ、当初伐採の計画はな かったが、県が重点地区で樹木の伐採の届出が必要だと知らなかったという 信じられない回答でした。通常の川下りコースとは別のルートを設定されて いる乗降口で、桜の並木のきれいな春の名所だったのですが、それが無くな ってしまいました。

まさか公共団体がそういったことをするとは寝耳に水だったものですから、経緯の調査を事務局にお願いしておりますが、今回の件が今後どうなっていくのかお聞かせいただきたい。

#### 事務局

県には届出の時点で、景観条例・景観計画は、説明しております。それを 守っていただけると考えておりました。県の内部できちんと周知されてなか ったことで、こういった手違いがあったところです。県の関係部署にも再度 周知を新年度は行います。

また県の担当部署の方にも来ていただいて、説明を行っておりますので、 こういった手違いは、今後ないのではと考えております。しかし担当者が変 わるとどうしても薄れていきますので、定期的に周知をしていきたいと考え ております。

#### 大森委員

県からは桜を伐採するという通知はきていますか。

#### 事務局

県からの通知では桜はそのまま残す形で緑化面積も出していただいておりましたが、伝習館高校側と県の担当部署との話し合いの中で伐採して、駐車場として使いたいとか、維持管理の面から、桜は難しい等のやり取りがあった上で伐採されたと確認しております。

# 大森委員

先ほどの話と同じで、計画と施工が違ったということですね。

#### 佐々木委員

これまで大木が切られる、古民家が取り壊されるようなことは個人の方への指導となりますので、難しいとは思いますし、周知をしてほしいとしていたのですが、今回は県がやってしまったということで、近所の方からも楽しみにしていたのに非常に残念という声が上がっております。

このまま仕方がなかったということで終わっていいものなのか、先生方の 意見をお聞かせいただければと思います。

#### 田中委員

結局、先ほど申し上げたように景観が目的になっているのが問題なのではないかと思います。県を一概に責めることはできないのではないかと思います。今回もPTAとか高校側が切ってくれと言われたのではないかなと感じ

ました。地元の方の意向と言われると県は残すことが難しいと思います。

景観が押し付けになってないか、ちゃんとメリットや補助等の制度と両方でやっていかないと難しいのかと思います。制度の見直し、制度設計をやっていく必要があるのかなと感じています。

水辺に住んでいて得したなと思えるようなこと、上からの押し付けでなく、 景観守るといいことがある等、その先に柳川の人たちが大事にしているプライドが醸成されるようなことが大事かなと思います。

私が心配していることは、エリアに入っているかどうかはどうでもよくて、 入ってなくても守ろうとする意識が生まれてこないと景観計画を作っている 意味が本来はないです。

ただ、入ってなかったらいいという議論が既にレベルが低いことになっているということだと思います。

教育行政は違うという意識が非常に強いので、そのあたりを強行に進める と良くないので、次からということで上手にやっていくことも大事かなと思 います。

#### 柴田会長

この件に関してはよろしいでしょうか。

《異議なし》

# 事務局

柴田会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして第8回柳川市景観審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。